平成２１年（フ）第６３５６号
大阪府守口市竹町12番３―101号
債務者　小妻　高弘
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８８号
大阪市港区市岡３丁目１番３号　メゾン・ヒデックス502号
債務者　真砂　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４００号
大阪府門真市末広町34番29―203号
債務者　高瀬　　健
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０６号
大阪府吹田市川園町54番１号
債務者　髙橋千鶴子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０７号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目７番17号
債務者　岡本久美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０８号
大阪市住吉区長居東１丁目11番26―602号
債務者　藤川　由美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１７号
大阪市淀川区木川西２丁目９番10号　ふじマンション201号
債務者　菊田　　歩
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５号
兵庫県丹波市市島町勅使556番地
債務者　武知　亜子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１５３１号
福岡市早良区百道１丁目20番12―302号
債務者　宮崎　詩乃（旧姓西宮）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７０号
福岡市城南区金山団地22番303号
債務者　篠原　義貴
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７７号
福岡県筑紫野市大字筑紫882番地13
債務者　小林　康夫
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８１号
福岡県太宰府市吉松２丁目17番１―305号
債務者　明石　親男
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４６号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―708号
債務者　赤嶺　雅恵
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５９号
福岡県宗像市自由ヶ丘南３丁目12番地４
債務者　北川　朋子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６５号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目６番１―402号
債務者　中野　惠美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８９号
福岡市南区中尾３丁目49番16号
債務者　和田　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４８号
鹿児島県枕崎市恵比須町158番地
債務者　松野下あゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４９号
鹿児島県南さつま市加世田益山4412番地１
債務者　八田　静子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部